

会 議 録

会議名	庁議
開催日時	令和4年11月1日（火）午後3時から午後3時22分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：辻市長、森吉副市長、吉田副市長、小川教育長、小泉参与、山崎市長公室長、前田総務部長、古川総務部次長兼財政課長、藤井企画経営担当課長、西川政策・資産マネジメント担当課長 担当部：立花環境産業部長、山村産業振興室長、関戸商工観光担当課長、田中産業振興室総括主幹、仲産業振興室総括主査 事務局：東政策企画室長、田嶋政策企画室総括主幹、堀田政策企画室総括主査丸岡政策企画室主事
議事次第	和泉市産業振興プラザ北館の譲渡について
会議資料	次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書 【資料番号2】本日の審議事項 【資料番号3-1】和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例制定について（議案） 【資料番号3-2】新旧対照表 【資料番号4-1】公の施設の指定管理者の指定について（議案） 【資料番号4-2】公の施設の指定管理者の指定について（議案補足資料） 【資料番号5】財産の無償譲渡について（議案） 【資料番号6】都市環境委員会協議会等における報告を踏まえた検討の方向性について 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】和泉市産業振興プラザ北館の譲渡について (令和4年8月9日和泉市政策調整委員会資料) 【参考資料3】会議録（令和4年8月9日和泉市政策調整委員会） 【参考資料4】和泉市産業振興プラザ北館の譲渡について (令和4年第2回定例会都市環境委員会協議会資料) 【参考資料5】和泉市産業振興プラザ北館施設譲渡について（要望）
会議の要旨	・和泉市産業振興プラザ北館の和泉商工会議所への無償譲渡について審議を行い、無償譲渡を本市の方針とすることを庁議での了承とした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日の議題は「和泉市産業振興プラザ北館の譲渡に係る方針決定について」となり、和泉市政策調整委員会要綱第6条第4項の規定に基づき、政策調整委員会の審議結果を報告した上で、最終の意思決定を審議するものである。</p> <p>政策調整委員会の委員長である森吉副市長から審議結果の報告を願う。</p> <p><b>【議題 和泉市産業振興プラザ北館の譲渡に係る方針決定について】</b></p>
森吉副市長	<p>本案件について、政策調整委員会において審議を行った結果を報告する。</p> <p>和泉市産業振興プラザ北館の譲渡について、産業振興プラザ北館は和泉商工会議所への無償譲渡を本市の方針とし、令和4年第3回定例会都市環境委員会協議会において報告することとした。</p> <p>また、最終決定については、議会の意見を聴取した上で、政策調整委員会における審議結果を庁議に報告し、市としての意思決定を行うものとした。</p> <p>以上が、先の政策調整委員会において審議した結果である。</p>
事務局	<p>担当部から内容の説明を願う。</p>
立花部長	<p>審議事項は、和泉市産業振興プラザ北館の和泉商工会議所への無償譲渡について、市の方針決定を願うものである。</p> <p>案件の概要として、経過については、産業振興プラザは、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）などからの無償譲渡を経て平成25年度より設置され、市内産業活性化に資することを目的に、和泉商工会議所を指定管理者として運営しており、令和4年度末でJSTからの譲渡条件である機能継承の10年が経過することから、「和泉市公共施設等総合管理計画」に基づき今後の産業振興プラザの在り方を検討するものである。</p> <p>また、和泉商工会議所から産業振興プラザ北館の無償譲渡について要望書を受領している。</p> <p>会議の目的としては、産業振興プラザ北館の和泉商工会議所への無償譲渡の方針を決定することで、無償での事業継承を条件とした無償譲渡、譲渡の時期及び指定管理者の再指定について審議いただく。</p> <p>効果としては、無償での事業継承により指定管理料の削減、北館維持管理費の削減、継承事業、商工会議所事業の連携による産業振興の推進、商工会議所からの要望になるが、さらに広く地域に開かれた産業の情報発信施設としての活用である。</p> <p><b>資料番号2</b></p>
環境産業部	<p>『1. これまでの経過』として、平成24年12月に産業振興プラザ北館について、約51%について無償譲渡を受け、平成25年4月より産業振興プラザとして、和泉商工会</p>

環境産業部	<p>議所の指定管理で運営開始し、令和3年に和泉市公共施設等総合管理計画に基づき、あり方を検討していたところ、令和4年4月に和泉商工会議所から北館の無償譲渡の要望書を受領し、令和4年8月に政策調整委員会において審議し、令和4年9月第3回定例会都市環境委員会協議会に報告を行い、令和4年10月に例規等審査委員会において審議を行った。</p> <p>『2. 政策調整委員会での結論』については、先ほど、委員長より報告したとおりである。</p> <p>『3. 審議事項』としては、令和4年第4回定例会において、条例の一部改正、指定管理者の指定、無償譲渡の3種類の議案を提案することについての意思決定を行うものである。</p> <p>『4. 審議の進め方』としては、3種類の議案の内容確認と併せて、政策調整委員会、都市環境委員会協議会及び例規等審査委員会での主な意見を確認し、意見交換を行い、無償譲渡についての意思決定を行うものである。</p> <p>『5. 今後のスケジュール』については、記載のとおりである。</p> <p><b>資料番号 3-1、3-2</b></p> <p>産業振興プラザ条例の一部を改正する議案の主な改正内容は、事業目的及び事業内容の改正と北館に係る規定を削除するものである。</p> <p><b>資料番号 4</b></p> <p>産業振興プラザに関する指定管理者を新たに指定する議案については、現在は、令和3年度から令和7年度の5年間の指定であるが、条例の一部改正を受けて、南館部分などにおける事業継続や収支の大きな変化によって、3年間で指定するものである。</p> <p><b>資料番号 5</b></p> <p>財産の無償譲渡に関する議案については、市は約51%を所有しており、市がこれまで北館で行っていたJSTイノベーションプラザ大阪の機能を10年間引き継ぐことを条件として、無償譲渡を行うものである。</p> <p><b>資料番号 6</b></p> <p>『1. 令和4年8月9日の政策調整委員会での主な意見及び見解』については、政策調整委員会での答弁から確認、調整を要する内容や和泉商工会議所と協議して整理したものを見解欄に記載している。</p> <p>『2. 令和4年第3回定例会都市環境委員会協議会における主な意見及び答弁内容』については、協議会において、収支に関する内容や指定管理料に関すること、また、譲渡を行う理由、南館のあり方に関する意見があったが、無償譲渡を行うことについて、おおむね、了承を得たことを記載している。</p> <p>続いて、『3. 和泉市例規等審査委員会における主な意見及び見解』については、主な意見及び見解をまとめている。</p>
-------	---

環境産業部	<p>No. 1 の意見内容「現在北館に入居している事業者には北館の無償譲渡について説明しているとのことだが、それ以外の事業者等への周知はどのような方法で行うのか。」については、見解を「市・産業振興プラザの HP にて周知予定である。」としている。</p> <p>No. 2 の意見内容「指定管理の指定に係る協定書の締結方法はどのような形になるのか。」については、見解を「建物自体は既存のままであるが、施設の設置目的や事業内容等が変更となり、従前の産業振興プラザとは一線を画す。設置条例については、条例改正で対応する。指定管理者の指定については、新たな議決を得る。現協定書については、新規の協定書の中（附則等）で、令和 4 年度末で失効することを盛り込む。」としている。</p> <p>No. 3 の意見内容「和泉商工会議所に貸付する土地は普通財産か行政財産か。また行政財産に当たる場合、その行政目的は何か。」については、見解を「土地は行政財産。行政目的は産業振興に資するためである。」としている。</p> <p>No. 4 の意見内容「和泉商工会議所は財産の無償貸付条例にいう公共的団体に当たるのか。また和泉商工会議所が公共的団体に当たる場合、無償で貸付しないのか。」については、見解を「行政実例（自治法 157 条）において、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、・・・商工会議所等の産業団体、・・・いやしくも公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人たるといなどを問わない（S24. 2. 7 行実）。会議所への貸付は、和泉市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条により貸付を行う。使用料については、財産等の適正管理に関するガイドラインに基づき、行政財産使用料徴収条例及び同規則に準じて算定するもので、有償での貸付を予定されていることから、免除は適用せずに、最大 50%減額を適用するもの。」としている。</p> <p>No. 5 の意見内容「土地の貸付の部分は具体的にどの部分になり、何㎡になるのか。その場合の金額はいくらか。減免は適用されるのか。」については、見解を「土地全体のうち、南館の管理区域を除いた約 1,900 ㎡に対し、北館敷地と来客用駐車場は 50%減額での計算で、職員用駐車場は減額なしの計算をして、約 260 万円になる（会議所へお伝え済）。」としている。</p> <p>No. 6 の意見内容「無償譲渡契約に当たって条件を付すとのことだが、具体的にどのような内容になるのか。契約書（案）があれば示すこと。」については、見解を「機能継承（JST 機能）については 10 年を盛り込む。禁止事項（転売）の規定は、期間を設けず市との協議事項とする。また、機能継承及び禁止事項の規定に対する違約金として北館の固定資産税評価額を上限として支払いを求める（10 年間）。以下、契約書（案）の抜粋内容を参考にしてください。」としている。</p> <p>『4. 報告を踏まえた検討の方向性及び本日の意思決定事項』については、本日の意思決定事項を記載しており、「和泉市産業振興プラザ北館の無償譲渡に向けた考え方等について、和泉市政策調整委員会及び令和 4 年第 3 回定例会都市環境委員会協議会、和泉市例規等審査委員会において報告したところ、方向性に反対する意見はなく、効果額や指定管理の手続き、譲渡後における機能継承に係る説明を求められるものであった。このことから、本市の産業振興の推進や財政健全化等を図るため、和泉市産業振興プラザ北館の和泉商工会議所への無償譲渡に向けて、令和 4 年第 4 回定例会において、各種議</p>
-------	--

	<p>案を提案したいと考える。」としている。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>所管部から説明があった。 意見・質問等はないか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p><b>【結論】</b></p>
事務局	<p>意見・質疑等がないので、全委員に諮る。 本件について、庁議での了承としてよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>最後に市長から一言お願いする。</p>
辻市長	<p>和泉市産業振興プラザ北館の譲渡については、本市における産業振興の推進や公共施設マネジメントなど、政策調整委員会や例規等審査委員会において、様々な観点から議論いただいた。</p> <p>そして、都市環境委員会協議会における議論も踏まえ、本日の庁議における結論としては、和泉商工会議所に対し、機能を一部継承いただいた上で、和泉市産業振興プラザ北館を無償譲渡するという方針とした。</p> <p>和泉市産業振興プラザについては、本市における産業振興の拠点であり、その一部を譲渡し、機能を継承いただくということで、今後、様々な取り組みを効果的に進めるためには、より一層、和泉商工会議所との密な連携が重要となる。</p> <p>この譲渡を契機に、市内中小企業の発展及び産業の活性化に向けて、これまでの前例にとらわれない斬新な取り組みを期待したい。</p> <p>また、今後も厳しい財政状況が予想される中、このような公共施設の再編による量と質の最適化は非常に重要な取り組みである。</p> <p>和泉市の明るい未来のため、皆が一致団結し、今後も新たな取り組みの検討をすすめていくように。</p>
事務局	<p>これで「和泉市産業振興プラザ北館の譲渡について」の庁議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>